

船舶事故調査報告書

平成24年12月6日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）

委員 庄 司 邦 昭

委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年3月8日 02時00分ごろ
発生場所	佐賀県唐津市馬渡島北岸 唐津市所在の肥前馬渡島灯台から真方位006° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯33° 34.9′ 東経129° 45.9′）
事故調査の経過	平成24年3月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八恵比須丸、11.42トン SA2-1779（漁船登録番号）、個人所有 12.40m（Lr）×2.90m×1.05m、FRP ディーゼル機関、308.91kW、昭和57年6月13日
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和55年9月5日 免許証交付日 平成19年10月10日 （平成25年6月14日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	全損
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年3月8日00時00分ごろ唐津市呼子漁港を出港し、馬渡島の北東1M付近に達した際、船長が、操業するには風浪が強く、少し眠気も催していたので、下げ潮の北流時期だから同島に近づくことはないと思い、漂泊して待機するために機関を停止し、仮眠をとっていたところ、いつしか風浪に圧流され、02時00分ごろ同島北岸の岩場に乗り揚げた。 本船は、船長が救助を要請した知人の船で離礁作業が行われたものの、岩場にはまり込んだ状態で動かず、離礁作業が断念された。 本船は、岩場にはまり込んだ状態で風浪を受け続け、船体が大破するに至った。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約1.0～1.5m、潮汐 下げ潮の末期

<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首が約0.3m、船尾が約0.5mであった。</p> <p>船長は、本事故当日、少し時化^{しげ}していたが、はえ縄漁の生き餌として2日分確保していたイカを無駄にしないため、無理をして出漁した。</p> <p>船長は、携帯電話を操縦免許証及び船舶関係書類と一緒にナイロン袋に入れていたので、携帯電話で兄や知人に連絡することができた。</p> <p>船長は、本船内に救命胴衣を所持していたが、着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、北東風が吹いていた馬渡島北東方沖で漂泊して待機中、船長が、下げ潮の北流の時間帯だから陸岸に接近することはないと思い込み、仮眠したことから、風浪に圧流され、同島北岸の岩場に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、北東風が吹いていた馬渡島北東方沖で漂泊して待機中、船長が仮眠したため、風浪に圧流され、同島北岸の岩場に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最新の気象情報を入手し、無理をして出漁しないこと。 ・待機する際は、待機時間等を考慮し、錨を投入しておくこと。 ・連絡手段として防水型携帯電話を常に所持しておくことが望ましい。